

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	税制課

契約業者名・住所	株式会社アイネス 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目38番11号
工事等の名称	軽自動車税帳票作成等業務委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種別	帳票作成業務委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和8年5月31日
契約金額	2,768,185円
工事等の概要	軽自動車税の課税に係る帳票類の作成等の業務委託
随意契約の理由	<p>本業務については、作業の正確性や個人のプライバシー保護、行政事務の機密保持等が要求され、更に委託業者の信頼性も必要とされることです。</p> <p>株式会社アイネスは、「松戸市情報システム最適化業務」により平成19年11月の税オンラインシステム導入時からシステムの構築、納付書、各種帳票、パンチデータ取込確認等を委託しており、「松戸市住民系基幹情報システム再構築」により平成26年11月に運用を開始した現在のオンラインシステムにおいても引き続き、より深く携わっていることから、本業務を支障なく遂行するためには、最も適した業者であると思慮されます。</p> <p>さらに、税務担当課共通の電算委託業者となっており、税オンラインシステム処理による情報の共有化も引き続き実施しなければなりません。</p> <p>また、他の自治体における電算委託業務状況からも業務実績、資力、技術、経験等を有しているといえます。</p> <p>よって、以上の理由を総合的に勘案した結果、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し随意契約とするものです。</p>